

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及びそ	一 法発行根拠記	行省告示等	○財務省告示等
-----------	-------------	--------------	-------------	-------	---------

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社一法会十財十利付
 大に競争市め別つ入入。格替適下へ債項律計四政七付
 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、第に号法回國庫
 がわ入札特も加、と発よ。下競関を振成株式等
 各れ札發別の者財同行る。争は受替十三年
 国るの行参にご務時一発価に日け法等の
 債入募「加よと大にと行格付本年法律第
 市札入と者によるに臣行い競し銀もとの
 場でのい・発応がわう(以争て行のと
 特あ決う。第行募各れ)。下入行とし。
 別つ定。I(限國る、「札わする。の
 参てを及非下度債入価価「れ。の
 加、しひ価一額市札格格とるそ規
 者財た価格國を場で競競い入の定。法

平成二十三年六月二十七日より告示す
 平成二十四年七月二十日告示す
 行省告示等に關する省令(昭和十一号)
 第五百四十九号に發行。した規定に
 第二百四十四号に發行。した規定に
 第五百四十一条に發行。した規定に
 第二百四十一号に發行。した規定に
 第五百四十一号に發行。した規定に
 第五百四十二年(昭和二十一年)安住
 財務大臣(昭和二十一年)基づき、大藏
 第五百四十三年(昭和二十一年)百淳
 第五百四十四年(昭和二十一年)三

口

イ

発

六

特国
別債
参市
加場

入価
札格
發競
行争額

・別債
行札格
II 加場
行争非者

行争
競争
及び札格
特国發競

口

イ

方募

五

入価
札格
發競
行争

法入
決定
の

条特百に規関一つ定う額
第別億つ定す億いにち面
一会八いにる九て基、金
項計百て基法千はづ財額
のに九はづ律百、き政で
規関十、き第五額発法一
定す五額発四万面行第兆
にる万面行十円金し四九
基法円金し六、額た条百
づ律額た条特で利第八
き第で利第別七付一十
発四一付一会百国項二
行十兆国項計八債の億
し六二債のに十に規円

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
各の割高
申応りい

發別にご
行參よと
「加るに
と者發応
い・行募
う第へ限
。II以度
非下額
価一を
格國定
競債め
争市る
入場も
札特の

十 一	九 八	ハ	七	イ ハ
發	振額最		払	
發	低行争非者特國行争非者特國入価込		行争非者特國行争非者	
行	替額入価・別債入価・別債札格		入価・別債	
行	額面札格第參市	札格第參市	札格第參市	札格第
価	面札格第參市	札格第參市	札格第參市	札格第
格	位金發競II加場	發競I加場	行爭額	發競II加場
日	金發競II加場	發競I加場	發競II加場	發競I
平す額の振	五	円六	千五一	でた条特
成るの記替	万	百	十万兆	六利第別
二。整載法	円	六	億円九	百付一會
十数又の		十	四百	六国項計
四十倍は規		八	千九	十債のに
四年の記定		億	百十	八に規関
六年金録に		九	二七	億つ定す
月額はよ		千	十億	円いにる
二十に、る		三	六二	て基法
よ最振		百	万千	、づ律
る低替		五	円八	額き第
も額口		十	百八	面發四
の面座		二	八十	金行十
と金簿		万		額し六

十
八
十
七
十
六
五

十
四

十
三
十
二

ロ
イ

者入払元償償
札場利還還
參所金金期
加支額限
後第
の二
利期
子以

財務大臣から通知を受けた者
日額平るい日毎年
本面成利てを年銀金四子、支六
行額十をそ払月百四支の期二
円年払日と十に六う以し日
つ月。前、及
き二六各び
百十月支十
円日間払二
に期月属に二
すお十

規下は払し払平年
額面金額× $\frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$
定、期た期成一
す次そが金と二。
る号の銀額し十七
期及翌行を、四パ
日び営休支次年一
に第業業払の十セ
つ十日日う算二ン
い五にに。式月
て号支当たに二
同に払ただよ十
じ。おうるしり日
いへと、算を
て以き支出支

初利入価・別債行争非者特国入価
期札格第参市及入価・別債札格
利発競Ⅱ加場び札格第参市発競
子率行争非者特国發競I加場行争

額そ額
面れ面
金ぞ金
額れ額
百の百
円応円
に募に
つ価つき
百百
円円
十四
以上
の錢

十九

払
込
期
日

平
成
二
十
四
年
六
月
二
十
日